

2024 年 10 月 17 日

「^{さ ど む み ょ う い い や き}佐渡無名異焼」を伝統的工芸品として指定しました

本日、経済産業省は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（以下、伝産法）に定める伝統的工芸品として、新たに 2 品目を指定しました。
関東経済産業局管内では、「佐渡無名異焼」が指定となりました。

1. 伝統的工芸品の新規指定について

新潟県の「佐渡無名異焼」は、令和 6 年 8 月 20 日に開催した産業構造審議会商務流通情報分科会伝統的工芸品指定小委員会において審議を行った結果、新規指定することについて了承されたことから、本日（10 月 17 日）、官報告示によって、経済産業大臣指定品目となりました。これにより、伝産法に基づく伝統的工芸品は、関東経済産業局管内では 67 品目（全国で 243 品目）となりました。

伝統的工芸品として指定されることにより、「伝統的工芸品」の名称が使用可能となります。また、産地組合等が振興計画等を策定し認定を受けることにより、後継者育成や需要開拓といった取組について、伝統的工芸品産業産地支援補助金の支援を受けることが可能となります。産地支援補助金の活用により、産地振興、ひいては伝統的工芸品産業全体の振興につながることが期待されます。

2. 新規指定品目（佐渡無名異焼）の概要

無名異土と呼ばれる佐渡鉱山の坑内から産出される酸化鉄を含んだ赤土を焼成した佐渡を代表する焼物です。無名異土は、他の陶土より粒子が細かいため収縮率が大きく、成型から乾燥まで約 3 割も収縮し非常に固く焼き締まる特徴があります。江戸時代、佐渡奉行の島内産品奨励政策で佐渡産の焼き物が奨励されたことに端を発して産地が形成されました。



(参考 1) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律とは

伝統的工芸品産業の振興により、国民生活に豊かさと潤いを与えるとともに、伝統的技術・技法の伝承や地域の経済発展・雇用の創出に寄与することを目的とした法律です。同法律に基づいて指定[※]する伝統的工芸品は、同法律に基づく各種振興施策の対象となります。

※ 指定要件: ①日用品であること、②手工業的であること、③伝統的な(100年以上)技術・技法であること、④伝統的に使用された原材料であること、⑤一定の地域で産地形成がなされていること。

(参考 2) 伝統的工芸品の最近の指定状況

指定日	工芸品名
令和元年 11 月 20 日	①行田足袋、②江戸押絵、③浪華本染め
令和 3 年 1 月 15 日	①名古屋節句飾
令和 4 年 3 月 18 日	①岐阜和傘
令和 4 年 11 月 16 日	①東京三味線、②東京琴、③江戸表具
令和 5 年 10 月 26 日	①東京本染注染
令和 6 年 10 月 17 日	①佐渡無名異焼、②いずみガラス

■ 管内の伝統的工芸品指定一覧はこちら

https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chiiki_brand/index_densan.html



(本発表資料のお問合せ先)

関東経済産業局 産業部

流通・サービス産業課長 澤原宜 謙

担当: 国分、古谷、野中

電話: 048-600-0314(直通)

E-MAIL: bz1-kanto-densan@meti.go.jp